

写

2 生 畜 第 1403 号

令和 2 年 11 月 20 日

各地方農政局生産部長

北海道農政事務所生産経営産業部長 殿

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

(農林水産省) ※¹生産局畜産部畜産振興課長

家畜改良増殖法第 35 条の規定に基づく立入検査について

家畜改良増殖法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 21 号）及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和 2 年法律第 22 号）が令和 2 年 10 月 1 日に施行されたところであり、今後、これら 2 法に基づき、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の流通の適正化や知的財産としての価値の保護を図ることとしている。このため、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 35 条（立入検査等）の規定に基づき、国として家畜人工授精所等への立入検査を定期的の実施することとし、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する業務の実態の把握や、法令順守の徹底等を図ることとしている。

その際、当該立入検査をより効果的なものとするため、家畜人工授精所の開設許可や、家畜人工授精師免許の付与等は都道府県知事によるものであることから、各都道府県におかれては、当該立入検査に同行いただき、管内の家畜人工授精所における業務実態を把握し、必要に応じて指導等を行っていただくよう、貴職から管内都道府県に対し協力を依頼されたい。

施行注意

(農林水産省) ※¹は、内閣府沖縄総合事務局宛の際に付記する。